

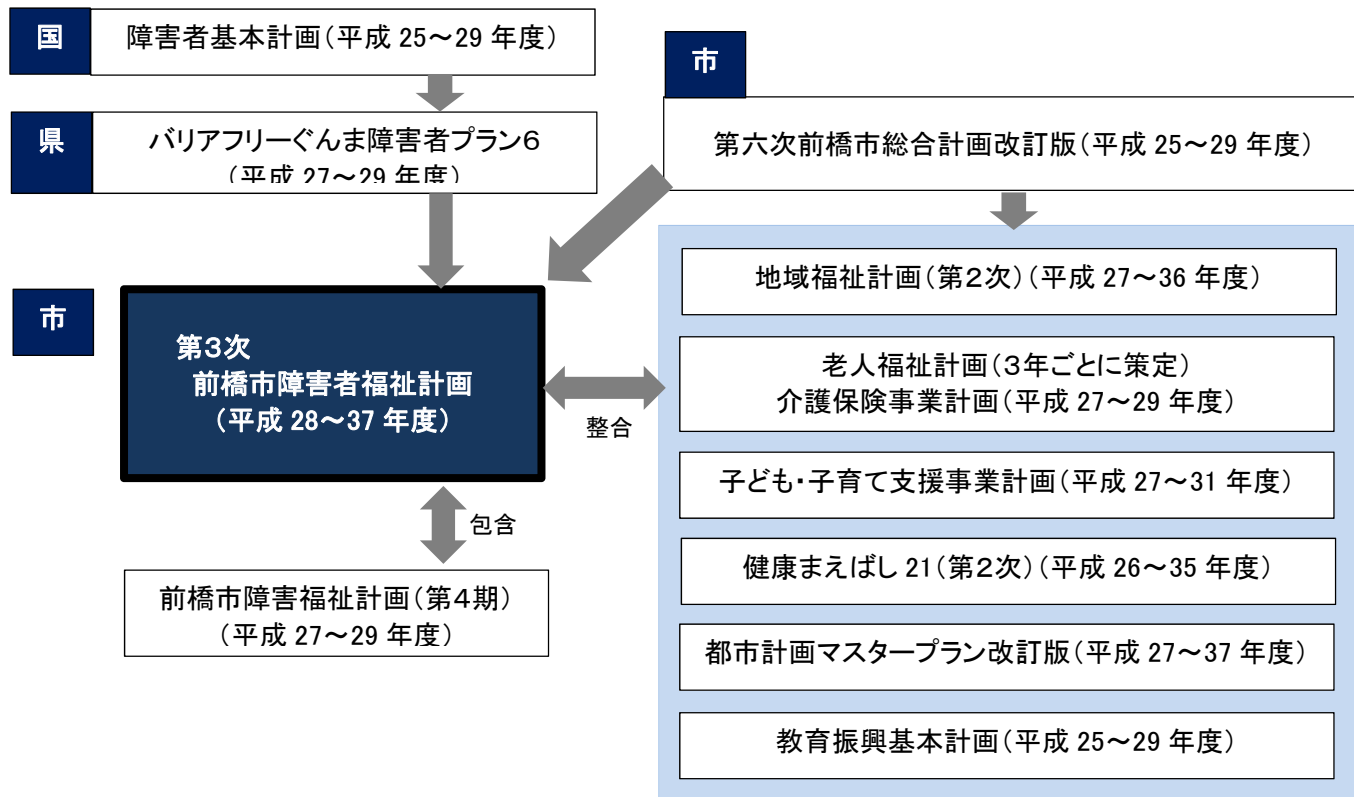
前橋市障害者福祉計画について

1 計画策定の趣旨

- 平成 27 年度末に「前橋はーとふるプラン（前橋市障害者福祉計画 2006）」が計画期間の満了を迎えることから、次期計画を策定します。
- 本計画は、障害者基本法（第 1 1 条第 3 項）を根拠とする「障害者基本計画」に位置づけられます。
- ※ 第 4 期障害福祉計画は、主に障害福祉サービスの必要量などの数値目標の設定を行うもので、障害者総合支援法を根拠としています。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、国の「障害者基本計画」及び県の「バリアフリーぐんま障害者プラン 6」の内容を踏まえて策定します。
- また、本市の最も基本となる計画である「前橋市総合計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定します。



3 計画の期間

- 平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。

25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度
総合計画改訂版												
第 3 次前橋市障害者福祉計画												
			障害福祉計画(第 4 期)			障害福祉計画(第 5 期)			障害福祉計画(第 6 期)			

4 検討組織と市民意見の収集

- 本計画の策定にあたり、当事者、市民、障害者団体、サービス事業者、企業へのアンケート調査、パブリックコメント手続き等による市民の意見・要望を収集します。また、各種団体、公募市民や学識経験者などで組織される「前橋市障害者福祉計画策定懇話会」等の意見を踏まえながら、適切な反映を図って策定していきます。

